

○江田島市広報紙広告掲載取扱要領

平成22年2月26日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発行する広報紙「広報えたじま」(以下「広報紙」という。)へ広告を掲載することについて、江田島市広告掲載取扱要綱(平成20年江田島市告示第67号。以下「要綱」という。)及び江田島市広告掲載基準(平成20年江田島市訓令第17号。以下「掲載基準」という。)に規定する事項のほか、必要な事項について定めるものとする。

(規格)

第2条 広告の規格は次のとおりとする。

(1) A広告 縦46mm×横170mm

(2) B広告 縦46mm×横85mm

(3) 使用色 黒1色

(4) その他 広告内に「広告」の文字及び広告主の名称又は店名などを明記

2 前項に掲げるもののほか、掲載広告に関しての必要な事項は、市と広告主との協議の上、決定するものとする。

(掲載枠数)

第3条 広報紙1号に掲載する広告は、A広告サイズで最大4枠までとする。

(掲載制限)

第4条 広告掲載は1広告主につき1枠とし、1回の申し込みで最大6号分掲載できるものとする。

(掲載位置等)

第5条 広告の掲載位置は、表紙及び裏表紙以外のページで市長が別に定める。

2 広報紙をホームページ等の媒体で公開するときは、広告が掲載

されている部分を表示しない。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1号広告が月額1万円(消費税及び地方消費税を含む。)、2号広告が月額5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 広告主は、市が発行する納付書により、広告掲載料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(募集)

第7条 広告は、広報紙及び市ホームページ等に記事を掲載・公開することにより募集する。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告掲載を希望する広報紙の発行月の前月5日までに、広告掲載申込書(様式第1号)に広告の原稿及びその電子データを添えて市長に提出するものとする。ただし、5日が江田島市の休日を含める条例(平成16年江田島市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の前日を提出期限とする。

2 市長は、前項の提出があったときは、当該申込みにかかわる広告掲載の可否を審査し、広告掲載の可否について広告掲載可否通知書(様式第2号)により、速やかに申込者に通知する。

(掲載申込内容の変更)

第9条 申込者が申込内容を変更する場合は、広告掲載する広報紙の発行月の前月15日までに、広告掲載変更申込書(様式第3号)を市長に提出する。ただし、15日が休日に当たるときは、休日の前日を提出期限とする。

2 市長は、前項の提出があったときは、当該申込みにかかわる広告掲載内容変更の可否を審査し、広告掲載内容変更の可否について広告変更可否通知書(様式第4号)により、速やかに申込者に

通知する。

(掲載の優先順位)

第10条 広告掲載の優先順位は、原則として申込み順とする。ただし、広告掲載の申込みが多数の場合は、市内に事業所を有するものを優先する。

(原稿の作成)

第11条 広告の版下原稿の作成は、広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告等の手続きをすることなく、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が、広告掲載申込時から変更され、要綱第5条及び掲載基準の規定に反したとき。

(2) 指定する期日までに広告データを提出しなかったとき。

(3) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(4) その他広告掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、市長はその広告の掲載を予定していた部分に自由に記事を掲載できるものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告掲載が不能となったときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産等のすべてにつき権利処理が

完了していることを，市長に対して保証しなければならない。

3 第三者から，広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は，広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（免責事項）

第15条 市は，市の都合により広告の掲載ができなくなった場合には，広告掲載料の返還以外の責任を負わないものとする。

（適用除外）

第16条 第4条，第6条，第8条及び第9条の規定は，市が広告枠を広告代理店等に売り渡した場合は適用しない。

（その他）

第17条 この要領，要綱，掲載基準に定めるもののほか，広報紙への広告掲載に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は，平成22年3月1日から施行し，平成22年5月1日発行の広報紙に掲載する広告から適用する。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

江田島市長 様

広告掲載申込書

住所(所在地)

氏名(名称)

印

次のとおり、広報えたじまに広告を掲載したいので申し込みます。

申 込 者	業種		
	担当者		
	連 絡 先	電話	
		FAX	
Eメール			
掲載希望箇所	広報えたじまの表紙及び裏表紙を除いたページ(詳細は別途調整)		
掲載する広告内容及びリンク先	別添のとおり		
掲載希望する号	年 月号 ~ 年 月号 ※掲載希望期間は、最大6号まで可能。		
誓約事項	○関係法令、江田島市広告掲載取扱要綱、江田島市広告掲載基準及び江田島市ホームページ広告掲載取扱要領を遵守します。 ○江田島市税について滞納はありません。 ○江田島市税の納付状況について調査することに同意します。		
備考			

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

江田島市長

広告掲載可否通知書

年 月 日付けで申込みのあった広報えたじまへの広告掲載については、次のおり決定しましたので通知します。

通 知 事 項

・ 申込内容のとおり広告を掲載

・ 申込内容の一部について修正して掲載

修正する内容

(

)

修正理由

(

)

・ 広告掲載は不可

広告掲載不可の理由

(

)

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

江田島市長 様

広告掲載変更申込書

(申込者)
住所(所在地)

氏名(名称)

印

年 月 日付けで申し込んだ広報えたじまへの広告掲載について、次のとおり変更したいので申し込みます。

変更内容

現行	
変更後	

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

江田島市長

広告変更可否通知書

年 月 日付けで申込みのあった広報えたじまへの広告内容の変更については、次のとおり決定しましたので通知します。

通 知 事 項

・変更申込の内容を承認

・広告内容の変更は不可
変更不可の理由

()